綾部市長　山崎善也　様

2015年２月５日

原子力災害時の避難と原発再稼働に関する質問書

日頃は、綾部市民の安全確保のためご尽力頂き、ありがとうございます、

さて、川内(せんだい)原発に続き、高浜原発 3、4 号機の再稼働が日程に上っていることから、あらためて避難計画の実効性について、また、再稼働の是非について質問いたします。

❖避難について

貴職は、2013年4月に公開された兵庫県実施の汚染予測図をご承知でしょうか。これによれば、風向きによっては、60km離れた篠山市も167 mSvの高い線量で被曝しますが、この線量はIAEA基準の安定ヨウ素剤服用レベルである50mSvの３倍を超えています。さらには100キロ離れた神戸市も安定ヨウ素剤の服用地域となります。また、滋賀県の汚染予測でも、京都府南部まで100～500 mSvの被ばくをするという予測が示されています（いずれも１歳児の７日間の甲状腺被ばく線量)。

しかし、綾部市の避難計画は、相変わらず30キロ圏内の市民は30キロ圏外の綾部市域へ避難することが基本になっています。これで過酷事故から市民の安全が守れるでしょうか。何の科学的根拠もないUPZ(30キロ圏)の設定に依らず、シミュレーションに基づいて、実効性のある避難計画が必要です。

さらに、広域避難先である京都府南部や兵庫県の各市町は、自らが被ばくすれば避難民の受け入れはできないと言っていますが、ご存知でしょうか。綾部市民が避難を始めても受け入れ先がなく、そのまま路上の難民となる可能性が高いのです。

京都府は、国の基準が示されないことから、避難中継所の設定も、除染とそれによって発生する汚染水の処理も具体化できないと言っています。府の説明によれば、投入できるバスの台数も１週間で350台（1台に30人収容）に限られ、１mSvを超えて被ばくする場合の運転要員も確保できません。

兵庫県知事は、篠山､神戸まで、最短 2 時間でプルームが到達すると答弁していますが（昨年 2 月の県議会)、綾部市は篠山市より原発に近いうえ、私たちの避難は、福井県民が避難してから段階的に避難するとされています。これでは被ばくしながらの避難ではありませんか。

国は、迅速な避難と安全確保の両立が不可能なことから、安全を切り捨て、安定ヨウ素剤服用基準の６倍（300mSv）に相当する汚染レベル以下なら除染を省略しようとしています。これでは被ばくした者の安全を確保できず、避難経路や避難先にも汚染を広げ、避難先での差別も生じかねません。

避難先については、上記のように「避難先も被ばくする」という問題にとどまらず、避難所の多くが危険区域に設定され違法状態のままとなっています。

昨年８月の大雨と９月２週連続の台風襲来で、綾部市を含む丹波広域が被災し、特に、綾部市に隣接する丹波市市島地区は、山腹崩壊によって土石流が発生し、家屋が流失するなど甚大な被害に見舞われました。過去 30 年間に例を見ない「激甚災害」に対して出される「特別警報」が珍しくない今日、土砂災害の危険区域にある避難所などもってのほかです。

また、避難先の住環境にも深刻な問題が隠れています。たとえば、綾部市の避難先である、たつの市の「揖保川ときめきセンター」は、土砂災害の危険区域にあるだけでなく、老朽化しているため冷暖房装置の修理ができないうえ、電化製品を使えば全館の電源が切れる建物です。暖房もなく、調理もできず、トイレも圧倒的に不足しています。

この避難所の一人当たりの床面積は3.4㎡だと、たつの市担当者は述べていますが、階段やトイレまで含めた床面積を3.3㎡で割っただけの机上の計算であり、通路も考慮されていません。市民が使用可能な面積を計算してみると、実際には一人当たり2.2㎡しかなく、手荷物を置けば横になることも困難です。このようなところが1,200人もの綾部市民の避難先であることはご存知でしょうか。

綾部市民約660名の避難先となっている宍粟(しそう)市の避難所「河東ふれあいセンター」等７ヵ所も土砂災害警戒区域にあります。

また、避難先が運営してくれるのは3日間だけで、あとは綾部市職員と住民に委ねられます。避難所の運営は施設ごとに具体化されているのでしょうか。限られた人員で対応できるのでしょうか。

避難計画によれば、避難後２ヵ月をめどとして二次避難所に移り、生活再建を始めなければなりませんが、原則として元の居住地に帰る、もしくは京都府内のどこかに移ることとなっています。福島の避難者の現実を考えるとき、このような帰還が可能だと誰が言えるでしょうか。人たるにふさわしい住環境や補償、生活再建が約束されるのでしょうか。

前回申し入れの際、綾部市は、上林地区の住民は家屋倒壊などによって府道 1 号線がふさがれ、避難できなくなるかもしれないと回答されましたが、今日に至るまで改修、バイパス化の予算はつかず、危険は除去できないままとなっています。避難できない住民がいるのに避難計画ができたとは到底言えないのではないでしょうか。

❖高浜原発再稼働について

昨年12月17日、原子力規制委員会は高浜原発３・４号の審査書案を出し、まもなく「審査書」を確定し合格証を与えようとしています。しかし福島事故の解明もできないまま審査基準を設けても、再発防止にはつながらず、田中委員長自身が、合格しても安全だとは言えないと言っています。

高浜原発 3、4 号機の再稼働は、プルサーマルを前提としています。猛毒のプルトニウムを含むMOX燃料を使用することから、安全余裕が小さくなり、過酷事故時には、ウラン燃料のみのケースと比較して死者が2倍になるという試算もあります。プルサーマルについては福島事故後、審査基準がないことを規制庁が認めています。これでどうやって安全を確認したというのでしょうか。

また、使用済みのMOX燃料はもって行き場が無く、高浜原発敷地内に留め置かれます。通常の核燃料よりはるかに長期間の監視が必要であり、周辺住民にとってあらたな脅威となります。

高浜原発では、基準地震動の設定にあたって、世界の地震の平均で求めた入倉式によって地震の規模を想定していますが、日本だけの地震の平均を基にした武村式では、入倉式の4.7倍の地震規模となります。日本固有の地震を反映した武村式を、関電は津波想定で用いながら地震動評価では用いず、地震動が過小評価となっています。その理由は、武村式では原発の耐震性を上回るため、という以外に説明がつきません。

さらに、事故から４年になろうとしている中で、深刻さを増している福島原発の汚染水ですが、高浜原発の審査では、汚染水対策の設備は放水砲とシルトフェンスだけで、今後「方針を立てる」

ことを確認しただけでよしとしてしまっています。このほか、フィルター付きベント装置も、指揮所となる免震事務棟もないまま合格とされただけでなく、関電は 40 年経過した老朽原発である 1 号、2 号機さえも動かそうとしています。

仮に事故が起きないと想定した場合でさえ、使用済み核燃料が増え続け、まもなく保管プールがいっぱいになります。福井県は、満杯になれば福井県から運び出し、近隣自治体が保管するよう求めていて、京都北部が保管先になる可能性があります。再稼働を認めることは、核のごみを引き受けることつながっています。

以上のことから、再稼働が始まれば過酷事故を防げず、私たちは故郷を追われ、避難先さえ確保できない被ばく難民となることが十分に予想されます。よって次の通り質問いたします。

【質問事項】

① 12 月 25 日、関西広域連合が国に出した 7 項目の申し入れには京都府・京都市も名を連ねています。この申し入れは、京都府下の基礎自治体である綾部市も支持すべきであると考えますが、いかがですか。
② 同意権を放棄した、関電との安全協定締結の動きは、上記申し入れからわずか１ヵ月での逸脱であり、これに同調することは、綾部市民や関西広域連合の他の自治体に対する背信ではありませんか。
③ 再稼働に関して住民説明会を開き、規制庁に説明を求めるべきではありませんか。
④ 広域避難先、特に避難先が確定している兵庫県の避難先を市民に周知しようとしないのはなぜですか。
⑤ 広域避難先が、自らが被ばくすれば、受け入れできないとしていることを知っていましたか。
⑥ 避難に要する時間と手段をどのように想定していますか。このような想定なしに、市民を被ばくから守ることができますか。
⑦ 避難先施設の現実を、足と目で確かめられましたか。外見だけでなく、実際の暮らしを考えて検証されましたか。
⑧ 土砂災害の危険区域にある、たつの市の１ヵ所及び宍粟市の７ヵ所の避難所は、見直しを進められますか。
⑨ 市内避難所で、危険区域に設定されているところはありませんか。
⑩ 避難先の自主運営について、どのような計画を立てておられますか。
⑪ 京都府は、避難中継所の候補地は 7 ヵ所、駐車場は４ヵ所としていますが、綾部市内ではどこに設けられますか。
⑫ 上林地区は避難できないという恐れがある以上、綾部市は現状での再稼働に反対であると表明すべきではありませんか。
⑬ 前回の質問で、綾部市は、家庭動物は避難先にシェルターを設置して保護すると回答されましたが、変わりありませんか。バスによる避難と自家用車による避難とを問わず、動物の同伴は保証されますか。

連絡先：綾部市民有志：
綾部市志賀郷町山の神　水田裕之 方
原発なしで暮らしたい丹波の会
南丹市園部町船岡わら無 8－2　児玉方
携帯：０９０－３８６２－２４６８
避難計画を案ずる関西連絡会
大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル３階　美浜の会
電話：０６－６３６７－６５８０